

第 1 1 回「食品の表示に関する共同会議」の議事概要
(平成 1 5 年 1 1 月 1 2 日(水))

1 . 委員の出欠
全員出席

2 . 概要

(1) 生鮮食品の原産地表示の今後のあり方について

事務局から、資料 1 (生鮮食品の原産地表示の今後のあり方について(生鮮食品の原産地表示その 3)) について、説明。

外国から生体を輸入し国内で飼養した畜産物に関する特例(いわゆる 3 ヶ月ルール) の対応方向

座 長：3 ヶ月ルールについては、前回までの会議で、議論が出尽くしていると思う。各委員からも特段の意見がないようなので、本会議としては 3 ヶ月ルールを廃止し、J A S 法の基本ルール(主たる飼養地を原産地として表示) に整合を図るということとしたい。

地名を冠した銘柄牛の表示の対応方向

委 員：資料 1 の 4 ページのただし書きについて、前回までの議論では、例えば近江牛で主たる飼養地が滋賀県というように、銘柄に冠した地名と J A S 法上の原産地が一致する場合にも県名を表示するか、事務局原案のように省略可能とするかの議論は、あまりされなかったと思うので、もう少し委員の考えを確認したい。

委 員：表示はわかりやすい方がよい。単に「○○牛」という場合、原産地が書いてあるのか、書き忘れたのかについて、一般の人にはわからないと思う。こうしたルールを全ての消費者が理解する事は難しいのではないかと。従って省略可能とせず、必ず県名を表示するとした方がよいのではないかと。

委 員：消費者がわかりやすいということは大事だが、銘柄牛の中には複数県にまたがるなど、県で区別されないような銘柄牛もあり、原案でよいのではないかと。

委員：表示はわかりやすい方がよい。「豊後牛」といっても、大分県とわかるかどうか不安な面もあり、消費者の立場からすれば、都道府県名を省略せず括弧書きで書いてある方がわかりやすい。

委員：3ヶ月ルールという特例がなくなれば、最も長い飼養地が原産地となるのだから、銘柄の地名と都道府県名が一致すれば原産地を省略することでよいのではないか。

委員：「一般に知られている地名」が旧国名等で表示された場合は、消費者に理解されない場合があるので、現在の地名を使用する方がよいのではないか。

事務局：現在のJAS法のルールを紹介すると、農産物は、都道府県名での表示が基本だが、都道府県名の代わりに市町村名その他一般に知られている地名を原産地として使用してもよいこととなっている。

「一般的に知られている地名」については、Q & Aにより郡名等の他に旧国名も使用してよいこととしている。

「一般に知られている地名」とは、具体的にどこまでを示すのかということについては、それぞれの地域によって状況が異なるので、売り手がそれぞれ工夫して消費者に理解されるよう表示すればよいと考える。

委員：銘柄牛には、地名が冠されていないものもある。近所の肉屋さんには山形の「べに花牛」という銘柄の牛肉が売られている。しかし、これだけでは、山形産かわからないので県名まで表示してある方がありがたい。

座長：今回の議論の対象は、「産地を冠した」名称に限定している。

委員：ししが谷唐辛子、日向かぼちゃ等の品種があるが、「日向」は何県かわからないのではないか。消費者はそのようなルールがあることは知らないのではないか。消費者は常にごまかされているかどうかという不安がある。だから、一般の消費者が表示を見ただけでわかるようなルールを作る必要があるのではないか。例えば、原産地表示は、ある土地の土壌が汚染されていた場合、産地表示が表示してあれば、不安が解消するという手段にもなっている。こうしたことから、表示のルールは複雑であってはいけない。小学校6年生ぐらいがわかるようにし

なければいけないのではないか。

座 長：今回の議論は、地名を冠した銘柄牛等の畜産物について、特例を設けようとするものである。生鮮食品全般の地名のあり方に関する議論ではないので、銘柄牛等の畜産物に関して議論を進めて頂きたい。

委 員：私は、誤認を防止するという観点からすれば、銘柄に冠した地名と主たる飼養地が一致する場合には、銘柄に冠した地名をもって、JAS法上の原産地と見なすという原案でよいのではないかと思う。例えば、滋賀牛（滋賀県産）と、わざわざ二重に表示する必要はないのではないか。

誤認に関しては、むしろ、和牛や国産牛という表現の方が消費者に誤認されやすいのではないか。誤認はいろいろなケースがあるので地名に限らず今後一つ一つ検討していくことが重要。

委 員：私も委員と同じ意見である。主たる飼養地が兵庫県の神戸牛に（兵庫県産）とあえて書く必要があるのか。牛トレサビリティ法により、産地の情報が知りたければ誰でもわかるようになる。誤認を招かないようにするという観点から考えれば、原案でよいのではないか。

座 長：神戸牛（兵庫県産）は確かにくだいような気もするがどうか。

委 員：産地を冠した例については、品種とその地域で生産されたものという2つのケースがある。識別しやすいように、本来は両方のケースとも都道府県名を表示する方がよいのではないかと思う。

事務局：今回の議論は、産地を冠してある銘柄牛の場合の表示方法という生鮮食品の原産地表示全体の体系の中のごく一部の議論。

全ての生鮮食品については原産地表示が義務化されているので、膨大な生鮮食品に多種多様な表示がなされている実態を踏まえること、罰則を伴う強制ルールとして全ての場合に義務付けることになることに留意が必要。

例えば小さな〇〇町で生産された野菜の場合、その町の八百屋で売る時は、原産地を〇〇町と表示しても、町の人すべてが理解することが可能だが、このような場合にまで道府県名の表示を必ず義務付けることは、あまりに過剰な規制となる。生鮮

食品全体の表示ルールの中で銘柄牛の場合に限って、必ず都道府県名の表示を義務付けることとするのは、現時点においては整合的でないと考えざるを得ない。

座 長：ＪＡＳ法上の原産地を都道府県名で表示することを基本とするが、銘柄に冠した地名とＪＡＳ法上の原産地が一致する場合については、表示する、省略するという２つの意見がある。

誤認防止という観点から、銘柄牛に特例を設けて義務化を行うのであれば、規制はあまり過剰でない方が望ましい。こうした観点からすれば、銘柄に冠した地名と主たる飼養地が一致する場合については、その地名をもってＪＡＳ法の原産地とみなすことができるということではないか。

委 員：加工食品の場合は、その製品に責任を持つ製造者の住所氏名が必ず表示してある。生鮮食品の場合、産地を省略している場合にはそのことを消費者は理解しにくい。牛の銘柄はあっても、その産地として責任を持つ原産地が表示されていないということはいかなるものか。

委 員：品種と銘柄の区別がよくわからないので誤解しているかもしれないが、例えば鶏の名古屋コーチンの場合、銘柄、品種のどちらになるのか。

事務局：品種でも産地を冠したものがある。名古屋コーチンは、鶏の品種だが、主たる飼養地が名古屋以外の地域の場合は当然別途原産地を表示することとなる。

座 長：地名を冠した銘柄牛の表示の対応方法については、地名を冠していることで消費者が誤認しないよう、銘柄とは別に、ＪＡＳ法上の原産地を「都道府県名（又は市町村名その他一般に知られている地名）」で表示することを原則とするが、銘柄に冠された地名がＪＡＳ法上の原産地（主たる飼養地）と一致する場合には、省略も可能という原案の方向でまとめたい。

なお、地名が一般に理解できるかどうかという点については、ＪＡＳ制度全体の問題として検討して欲しい。

その他

座 長：生鮮加工の分類については、これまでの議論の中でいろいろな意見があったが、結論を得るに至っていない。従って議論は終わっていないという点には、報告書において触れておく必要

がある。

委員：資料１の６ページにある運用面の改善とはどのようなことか。

事務局：生鮮・加工の基準は、制度で決まっているものと、運用により分類している場合がある。このため、このような書きぶりとなっている。

委員：刺身の盛り合わせの場合、まずはガイドラインにより、ボードで表示することからやってみようというように、色々試してみてその結果がどうなっていったかを踏まえて、今後生鮮・加工の分類を議論するものと理解している。これは、すぐに結論の出るものではなく、非常に難しい問題である。

座長：今回の議論で、大体方向性は見えてきたと思う。次回は、事務局において、報告書の案を示していただき、最終的な取りまとめに入りたい。

委員：資料では豚、鶏と豚、鶏等という表現があるが、違いはあるのか。また、等とは具体的になにを指すのか。

事務局：内容に違いはないので、次回の報告書では統一した表現として、豚、鶏等としたい。また、等には馬や羊などが含まれる。

（２）表示方法について

事務局から、資料２（表示方法について（その１：現状と課題））について、説明。

< 意見交換 >

座長：資料２は、表示方法の現状と問題点について、事務局において整理したものである。細かい議論については次回以降ということになるが、特に何か御質問等あればお伺いしたい。

委員：私どもとしては、表示すべき内容がきちんと盛り込まれていれば、加工食品に表示するにあたり、統一された様式は必要ないのではないかと考えている。小売りとしてはお客様にわかりやすい表示を心がけており、様式は小売りサイドにまかせて欲しい。

もし、ラベルの変更となれば、ラベルプリンタのソフト切り替えや機種変更等、大変なコストが降りかかるということについても、是非とも御理解頂きたい。現在、小売業界には、外形標準課税の導入や外税表示への移行など、コストアップにつな

がる要因が数多くある。わかりやすい表示が大事なのはもちろんだが、コストを無視した議論は、商品価格への転嫁、中小零細企業への圧迫等、市場に大きな影響を与える可能性があることに留意されたい。

座 長：表示コストの問題で、中小小売店がつぶれていくのは本意ではない。この検討課題は、食品表示の本質にかかわってくる問題でもあり、次回以降、是非、広い視野で御議論頂こう、委員の皆様にはお願いしたい。

(3) その他

事務局から、参考資料2（原料原産地表示を義務付けるべき加工食品の具体的品目（案）の公表等について（プレスリリース案）について、説明。

< 資料についての質問等 >

委 員：牛乳は農畜水産物には入らないのか。

事 務 局：牛乳は加工度が低い食品であると思われるが、実態として、生乳はほぼ全量が国産であるので、今回のリストには入っていない。

委 員：いくつか質問したい。

現行ルールで表示が義務付けられている8品目(参考資料2別添1の別紙3)については、これまで検討してきた加工食品の原料原産地表示に関する新しいルールが適用された場合には、それによってルールが変わるということか。

加工の程度が低いことを今回のリストに入れる要件としたようだが、例えば、衣付きトンカツなどはどういう扱いにするのか。今回の公表資料に示されている品目だけの議論では、カバーしきれないのではないか。公開ヒアリングでは、どのように意見を吸収していくのか。

別紙2の9品目の選定基準はどのようなものか。

水は、使用した原材料としてカウントされるのか。ある加工食品が「50%要件」（報告書5ページ枠内）に合致するか否かを判断する際の原材料に含めるのか。

事 務 局：

別紙３の８品目については、基本的には現行どおりとしたいと考えているが、御意見があれば、公開ヒアリングで議論して頂く。

別紙１は、報告書５ページの枠内の要件に合致すると考えられる品目を一律に選定したもの。しかし、もちろん、御指摘のとおり、境界線上となる品目は存在するし、個々の品目群についての異論もあると思われることから、表示対象品目の範囲について御意見がある場合には、今後、公開ヒアリングの場等でぜひ議論して頂きたい。今回のリストに入っていない品目群についても、同様である。

参考資料２別添１の２（２）にあるとおり、別紙２に掲げられている品目は、「原産地に由来する原料の品質が製品の品質に反映されると一般的に認識されている可能性がある」ものである。具体的には、表示の要望が多く、また、現状でも原料の原産地に関する強調表示がなされている品目といったような考え方で選定した。これらの品目の扱いについては、今後、公開ヒアリングの場等で議論頂きたい。

水については、原材料に含めないこととしたい。

委員：例えば、参考資料２別添１の２（１）に示されている「加工度が低い」「産地によって商品が差別化されている」等の考え方は、「and」でつながるのか、「or」でつながるのか。このように、表示の対象となるか否かの線引きが不明確であると、その商品が義務表示対象であって表示が欠落しているのか、そもそも表示対象でないのか等、一般の消費者にとってはわかりにくくなる可能性があるのではないか。

座長：御指摘の点については、ここにいる委員全員で何度も議論の上報告書としてまとめたものである。

事務局：誤解がないように言っておくと、ここであげられている品目選定の考え方は、今回案としてお示しした品目を選定する際のものであり、最終的に品目が決定されればもはやこの選定の考え方に関わらず５０％以上の主原料には全て表示義務がかかるということである。

（次回の会議は、郵政公社共用会議室において１２月１７日（水）午前
１０時から開催されることとなった。）

以 上